

# 第1回療法食の在り方検討委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

**I 日時** 平成23年11月15日(火) 13:30~16:30

**II 場所** 日本獣医師会会議室

## III 出席者

**【委員長】** 太田 亟 慈 愛知県獣医師会(犬山動物総合医療センター院長)

**【副委員長】** 草場 治 雄 福岡県獣医師会副会長(室見動物病院院長)

**【委員】** 片倉 伸 一 日本動物用医薬品協会広報委員会委員長  
越村 義 雄 ペットフード協会会長  
塩出 佐知子 P&Gイノベーション合同会社  
研究開発部安全性・薬事部  
島田 次郎 ロイヤルカナンジャパン合同会社  
コーポレートアフェアーズディレクター  
(代理出席:山本 敦 コーポレートアフェアーズレギュラトリー &  
パブリックアフェアーズマネージャー)  
高橋 徹 北海道獣医師会副会長(高橋動物病院院長)  
藤井 立哉 ヒルズ ペット ニュートリション アジア-パシフィック日本支社 マーケティング本部獣医チャンネル  
マーケティングテクニカルマネージャー  
藤原 伸作 全国動物薬品器材協会副理事長  
細井戸 大成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)

**【農林水産省】** 國分 玲子 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐  
(愛がん動物用飼料対策班)

小牟田 暁 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事監視指導班)

**【本 会】** 山根義久(会長) 近藤信雄(副会長)、矢ヶ崎忠夫(専務理事)ほか

## IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員・副委員長の選任

- 3 今期委員会の検討テーマ
- 4 現状に対する意見交換と今後の検討の方向等

## V 会議概要

- (1) 山根会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。
  - ア 今回の検討に当たり、関係業界等から様々な立場の方にお集まりいただいたことに感謝する。
  - イ 本年発生した東日本大震災では、国内の家畜のおよそ 10%が被害を受けたと推測されている。
  - ウ 畜産あつての産業動物獣医療であるが、将来について考えると畜産の衰退が強く懸念される。
  - エ 小動物分野においても、課題を明確にして迅速に対応していかなければ、やがて市場の混乱・衰退を招いてしまう。
  - オ ペットフード協会の統計資料からも、伴侶動物の飼育頭数が減少に転じている。療法食の問題については、長年にわたり関係者によって議論されてきたがどこも解決につながる明確な回答をしてこなかった経緯がある。これを横目に公序良俗に反する販売行為がはびこっている状況がある。一説によればある業者はインターネット販売のみで年間十数億円規模の売り上げを誇っていると聞く。
  - カ このいびつな状況を解決しなければ、やがては飼育者や関係業界の不利益につながるとかねてから心配してきたところである。
  - キ 人の医療の分野では医療食という分類があると聞いているが、動物医療の分野では「療法食」の分類があいまいであることから様々な問題が発生している。今回農林水産省とも相談し、関係者のご意見を伺いつつ改めて検討する場として本委員会を設置した。現在の日本の危機管理体制はあまりに不十分と感じるこの頃であるが、何か問題が発生してからでは手遅れになってしまう。
  - ク この委員会で新たな法令の策定を提案することは難しいが、療法食の位置づけ等について適切な在り方はどういうものかについて議論いただき、取りまとめをいただきたいと思います。協力をお願いしたい。
- (2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 國分課長補佐から「昨年10月に消費・安全局に愛がん動物飼料対策班が設置された。療法食に起因する健康被害をなくしたいという思いは関係者共通の願いであり、その目的に向かっての有意義な検討を期待する。」旨の挨拶があった。
- (3) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 小牟田課長補佐から「ペットフードと薬事法との関係に関するお問い合わせを各方面からいただく。わかりやすいルール作りが必要な時期に来ているのかもしれない。皆様の検討に期待する。」旨の挨拶があった。

## 1 職域別部会の運営等

事務局から、資料に基づき本会の職域別部会の構成と小動物臨床部会個別委員会としての本委員会の位置づけが説明された。

## 2 委員長・副委員長の選任

(1) 山根会長から、委員長に太田委員、副委員長に草場委員の就任について諮られ、異議なく承認された。

(2) 委員長及び副委員長から検討への協力依頼等就任の挨拶がなされた。

## 3 今期委員会の検討テーマ

(1) 事務局から、近年の療法食の流通・販売等の現状を踏まえ、今後の療法食の在り方について検討することを目的として、検討テーマを「療法食の在り方に係る課題と対応」とすることが説明された。

## 4 現状に対する意見交換と今後の検討の方向等

(1) 事務局から、現状の療法食の表示等についての基準となっている、平成20年4月11日付け19消安第14721号について紹介された。

(2) 出席委員からペットフードに係る現状と課題についてプレゼンテーションが行われた。

ア 山本氏（島田委員代理）

(ア) 一般の飼育者による療法食の購買行動をみると、初回は動物病院での指導に基づいて購入するものの、2回目以降はホームセンターやインターネットで購入しているケースがみられる。

(イ) この結果、誤った使用法により動物の健康を損ねることが懸念される状況にある。

(ウ) 本来は動物薬代理店を通じて動物病院から飼育者に販売されるものだが、一部の動物病院ではインターネット販売等の流通経路に低価格で療法食を販売している。

(エ) 日本には療法食と通常のペットフードとの間に法的な区分けがなされていない。したがって療法食の明確な定義も基準もない。この結果、療法食本来の性能が期待できない製品でも療法食を名乗って販売できてしまう実態がある。

(オ) 海外での状況をみると、オーストラリアでは登録制であり、EUでも法規制がなされている。

(カ) メーカーとしての要望は主として①療法食の定義及び企画の明確化、②獣医師の診断・治療の一部としての適正な使用、の2点である。

イ 藤井委員

(ア) ペットフード協会技術委員会では、2年前に療法食に係る検討を行い、活動報告書として「療法食の栄養品質の保証に関する考察」を取りまとめ、ペットフード協

会に提言した。

- (イ) この中では療法食の名称及び定義について検討したうえで、人の特定保健用食品の評価にならない、療法食としての要件や栄養特性に関する基準を作成し、客観的な評価に基づき認証する仕組みについて検討した。
- (ウ) 現状の日本では、本委員会でいう療法食の名称として「特別療法食」「療法食」等が用いられ、「処方食」は使用しない。その定義については、特定の疾病への対応として適切な指導のもと使うものとされている。
- (エ) 療法食についての海外の状況としては、米国では獣医療用フードとして獣医師の指示によってのみ使用することとされ、欧州では取扱説明書に特定の栄養目的について表示し、使用に当たって獣医師の意見を求めることを推奨、オーストラリアでは登録制度が取られ、治療目的であることを明確にしている。
- (オ) ペットフード協会内で療法食の栄養品質を保証するための仕組みに関する試案についても提言したが、現状はあくまで提案段階であり、具体的に動いているものではない。

#### ウ 藤原委員

- (ア) 療法食の市場規模は年々拡大している。また、動物病院に購入いただく療法食の規模はすでに動物用医薬品のそれを上回っている。
- (イ) 都道府県別売り上げの急激な変化（東京の減少傾向や静岡県、愛知県が増加など）にはインターネット販売が何らかの形で関係しているのではないかと思われる。

#### エ 片倉委員

- (ア) 療法食に係る規制としては、薬事法、ペットフード安全法、動物用医薬品の範囲に関する基準、ペットフードの表示に関する公正競争規約がある。動物用医薬品協会等関係団体の努力や農林水産省のご理解もあり、現状でも療法食についてはある程度の表示はできるものの、現在できないとされている製品名に疾病名や身体機能を使用することを認めていただきたい。

#### オ 塩出委員

- (ア) これまでの各委員からの発表のとおり、療法食の表示には制限が課せられている。成分を調整し、特定の疾病に対応した療法食についての表示であればともかく、複合的な疾患への対応時などを考えると、現行の表示の基準では十分に内容を伝えられない。療法食のパッケージや配布資料にもっと詳しい臨床データや製品の特長、適応可能な疾病名等の記載がある程度できるようにすることが必要。

#### カ 越村委員

- (ア) 現状の課題としてやはり大きいのは、療法食が一般のペットフードと同一視されるケースが多いことである。日本ではペットフード安全法以外にその製造、流通、販売を規制するものはない。欧米と比較してみた場合、獣医師の定期的な診察を受

- けながら使用するものということが流通、販売関係者や消費者に徹底されていない。
- (イ) 療法食の種類によっては、使用法を誤ると動物の健康を損ねることから、動物病院を経由しての販売に限定することについて代理店と合意したものもある。
  - (ウ) 療法食のインターネット販売に関しては、把握している限り全国で121の動物病院が関与しており、その流通量は療法食全体の中で2割を超えてきている。その手法は大きく分けて、①動物病院から小売店や量販店に販売、②動物病院を併設している販売業者がインターネットを通じて販売、③動物病院がインターネットを通じて広く販売、の3つである。
  - (エ) 不適切な療法食の使用や獣医師の判断なしに長期間使用することによりペットの健康を損ねる場合がある。獣医師の検診なく、長期にわたって使用する場合において特に懸念される
  - (オ) 日本小動物獣医師会の2010年7月の調査によれば、回答した獣医師388人中85%が誤った使用でペットの健康を損ねると回答し、150のケースで実際に健康を損ねたという報告がされている。
  - (カ) 療法食を推奨しようとは思わないという獣医師も増えていて、療法食の位置づけが疑問視されている。結果としてペットのQOLの維持が低下する。
  - (キ) 療法食が一般のペットフードと同様に扱われることが、メーカー側としてはブランドイメージの低下が懸念される。また、誰でもが療法食を名乗って製造・販売できることから、メーカーの開発意欲の低下につながりかねない。
  - (ク) 日本獣医師会から適切な提言をすることにより、行政を動かし、療法食の名称や定義、適切な流通のあり方について体制整備がなされ、ペットの健康が守られることにつながる。人の場合は医療食があるが、ペットについては何らこの点が意識されず、一般のフードと同じカテゴリーで議論されているのはいかがなものか、というのが率直な意見である。
  - (ケ) まず各地の獣医師会を通じた適切な使用についての広報活動等を進めながら、新たな分類としての療法食について考えていくことが現実的ではないか。メッセージの例を提案したい。

(3) 出席者により、以下の意見交換が行われた。

- ア 療法食については、流通の問題、品質の問題、表示の問題に分けて議論を進めるべきである。
- イ 療法食の定義についてはっきりさせ、そのうえで表示等について検討していくことが大切。療法食だからということで病名の表示を認めたり、一方では単に総合食の成分の一部を抜いたものという考え方で一般のペットフードと同様に考えたりしているが、あらためて療法食の定義をはっきりさせながら必要な対応をしていくべき。
- ウ 療法食について、これからしっかりした仕組みを作っていけば、特定保健用食品に準ずるような制度を構築することができるのではないか。
- エ 人の医療食についても流通規制はされておらず、あくまで食品扱いである。これを考えると、人の医療食より動物の療法食の規制を厳しくすることは規制緩和の流れから見てもできない。

- オ 病院で診療を受けて、療法食を使用すべきということを社会に強くアピールすることは必要である。
- カ 製造メーカーがもつ健康被害の事例データを持ち寄り、獣医師や飼育者に注意喚起を促すことが必要である。
- キ 越村委員からの発表にあった日小獣の健康被害データについて、急性疾患と慢性疾患に分け、突っ込んだ資料の提示がほしい。療法食の誤った使用法による健康被害について、死に至ったケースがあったのか等も含め、海外事例も加えて詳細に再度点検いただきたい。
- ク 飼い主さんからの情報は基本的に環境省が対応しているが、環境省では療法食の誤った使用による健康被害の報告はないと聞いている。
- ケ 療法食を製造しているメーカーと一般ペットフードのメーカーとでは規制に対する考え方が異なる実情もあり、意識のすり合わせが必要である。
- コ 表示について、「誰に向けての表示か」を考えるべきである。一般の人が見てわかる、不用意に惑わされることがない、ということが大切だが、一方で獣医師向け（専門家向け）の専門的情報があってしかるべき。獣医師向けの情報が薬事法の枠組みによって制限されてしまうことが、結果として正確な情報の提供を阻害し、獣医師による適切な指導の妨げになってしまう。
- サ 規制緩和の時代に規制強化の方向は難しいかもしれないが、社会に明確にアピールし、療法食の位置づけを確立することはできるのではないか。
- シ 望ましい給与期間等についても明確な表示が必要。
- ス 療法食の評価のための基準や評価システムの確立について、業界団体で検討を進めてこられたとのことだが、これを進めていただき、まずはメーカーによる自主基準としてのガイドラインの策定、さらに獣医師への注意喚起と進められるとよい。
- セ インターネット販売について、実際に売り上げの2割を占めているというのは、社会ニーズに合っているということでもある。獣医師の側も、飼育者ニーズがシフトしていることを認識したうえで、インターネット販売を研究する視点も必要ではないか。
- ソ メーカーの団体には、責任を持って良質な製品を製造するメーカーとそうではないメーカーを明確に区別する、一般飼育者にわかりやすい表示をする、ということを求めたい。
- タ インターネット販売をやめさせたいというのはこれまでの流れを受け継いだ感情論の部分にすぎない。独禁法から見て、メーカーやディーラーは、その販売先をコントロールできない。
- チ ディーラーは動物病院への配送や保存管理等でもともとコストがかかる事業でもある。このままインターネット販売が主流となると、さらにディーラーが疲弊する。
- ツ 現在の状況を考えると、法に触れるインターネット販売（フィラリア予防薬等）は明確に否定すべきだが、消費者である飼育者の立場で見た時に利便性があるインターネット販売については、闇雲にアウトサイダーとして排斥するのではなく、社会ニーズが拡大していることを真摯に受け止め、流通・販売の仕組みの中にどうやって取り入れていくかという視点が必要ではないか。
- テ 米国のスーパーでは、併設動物病院で診察し、処方された療法食をスーパーで購入



するシステムを取っている。イギリスでは獣医師による販売と認証を受けた動物用薬局での販売の2つのルートでネット販売が行われている。

ト 販売ルートとして、各地の獣医師と協力し合って、卸業者の代わりに地方獣医師会がインターネット販売をする、あるいは地方獣医師会が中心となってインターネット販売を行うことについて地方獣医師会として検討の余地があるか。

ナ 公益社団法人として、ペットフードの販売行為を事業メニューに掲げることは困難ではないかと思われるが、検討は必要である。

ニ 動物病院にクライアントが足を運び、そのうえでいろいろなものを購入する仕組みが大切。

ヌ 札幌では獣医師の依頼に基づきディーラーが飼育者の自宅に配送するシステムがある。

## VI ま と め

- 1 本日の検討を踏まえて、以下の各課題について委員に資料収集が依頼され、2月～3月に開催予定の次回委員会以降、順次検討を進めることとされた。
  - (1) 各製造メーカーおよびペットフード協会においては、療法食による健康被害の例について、重大な健康被害例を中心に、海外事例、国内事例を問わずできるだけ詳細なデータを収集する。
  - (2) 全国動物薬品器材協会においては、獣医師の定期的指導を受けて療法食を使用することを基本にしつつもインターネット販売の手法を取り入れ、ディーラーが中心となって飼育者のもとに手軽に療法食を届けられるシステムについて検討する。
  - (3) 獣医師会においては、療法食の適切な使用を飼育者に広報する方策について検討する。
- 3 近藤副会長から閉会の挨拶として、本日の出席へのお礼と今後の検討への期待と協力依頼が述べられ、会議を終了した。